

広情個審第93号
令和6年2月6日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年9月24日付け広監第113号、広監第115号、広監第117号及び広監第119号、令和2年2月27日付け広監第231号、広監第233号及び広監第235号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第305～308、325～327号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ① 令和元年9月24日付け広監第113号の諮問事案（諮問第305号事案）
平成31年4月10日付けの公文書開示請求に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が令和元年5月27日付け広監第24号で行った公文書部分開示決定に対する同年6月10日付け審査請求
- ② 令和元年9月24日付け広監第115号の諮問事案（諮問第306号事案）
平成31年4月10日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が令和元年5月27日付け広監第26号で行った公文書部分開示決定に対する同年6月10日付け審査請求
- ③ 令和元年9月24日付け広監第117号の諮問事案（諮問第307号事案）
平成31年4月10日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が令和元年5月27日付け広監第28号で行った公文書部分開示決定に対する同年6月10日付け審査請求
- ④ 令和元年9月24日付け広監第119号の諮問事案（諮問第308号事案）
平成31年4月10日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が令和元年5月27日付け広監第30号で行った公文書部分開示決定に対する同年6月10日付け審査請求
- ⑤ 令和2年2月27日付け広監第231号の諮問事案（諮問第325号事案）
令和元年8月15日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月1日付け広監第128号で行った公文書部分開示決定に対する同年12月7日付け審査請求
- ⑥ 令和2年2月27日付け広監第233号の諮問事案（諮問第326号事案）
令和元年8月15日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月1日付け広監第130号で行った公文書部分開示決定に対する同年12月8日付け審査請求
- ⑦ 令和2年2月27日付け広監第235号の諮問事案（諮問第327号事案）
令和元年8月15日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月1日付け広監第132号で行った公文書部分開示決定に対する同年12月9日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、上記公文書開示請求（以下これらを合わせて「本件開示請求」という。）に対して行った各公文書部分開示決定を取り消し、以下に従って改めて部分開示決定を行うべきである。

- (1) 別表の「③不開示で妥当な情報」欄に掲げる情報について、実施機関が不開示としたことは妥当

である。

- (2) 別表の「④開示すべき情報」欄に掲げる情報について、実施機関は、開示すべきである。
- (3) 別表の「⑤不開示事由の該当性を精査すべき情報」欄に掲げる情報について、実施機関は、不開示事由の該当性を個別具体的に精査し、改めて開示・不開示の判断を行うべきである。
- (4) 別表の「⑥不開示の理由が不適切な情報」欄に掲げる情報について、実施機関は、不開示理由を変更すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が請求人に対して行った公文書部分開示決定を取り消し、法令の規定に従って開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 請求人の氏名等は個人情報であることから、非開示が妥当である。法人に関する情報にあっては、経営に支障を及ぼすおそれがある部分があるかもしれないので、個別具体的に判断して該当すれば非開示で妥当である。しかし、その他の部分は開示されるべきである。

イ 本来開示されるべき内容に対する非開示理由は「公にすることにより、今後の監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」である。その結果、開示された文書は、その内容部分がほとんど黒塗りという、極めて残念な対応となっていた。

ウ 「支障を及ぼすおそれ」とは、単にその可能性があるという程度ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されているものであり、極めて限定的である。情報公開は開示が原則であり、例外的に非開示を認めているのであるから、ほとんどの内容を非開示としたことは法令の解釈を誤っている。その内容を個別具体的に判断し、「法的保護に値する蓋然性」のない部分については、開示しなければならないものである。

エ 地方自治法第180条の5第4項の規定によって設置されている監査委員は独任制の機関ではあるが、住民監査請求に基づく監査の決定については、監査委員の合議によることとされている。これは、当該監査が訴訟に前置されるものとして慎重、公正な審議を必要とし、かつ、その決定は、事柄の性質上監査委員全員の意思の合致を必要とするためと考えられるものである。

このようなことから、監査委員会議の議事内容は、住民に公開されるべきものである。

オ 監査委員が既に結論を出した案件である以上、公開に特段の支障(おそれ)はないはずで、例

外的にどうしても公開に支障があるものがあればその箇所のみを非公開にできること、住民訴訟（地方自治法第242条の2）では、監査手続の瑕疵を争うことが含まれていないことから、公開の必要性は高いと考えるのが筋である。

カ 本件公文書に施された数多くの黒塗り箇所が、条例を正しく解釈した結果であるのか否かは、これら公文書をインカメラ審査することによって直ちに明らかになるものであると請求人は考えている。

キ 本件公文書においても、個別具体的に検討して、「今後の監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が真に存在する場合（法的保護に値する蓋然性がある場合）のみ、その箇所を黒塗りとするべきであるから、そのように是正していただきたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求に係る対象公文書は、それぞれの住民監査請求に対し、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象要件に該当しないとして却下した住民監査請求に関する全ての文書である。

対象公文書のうち、請求者の氏名等、広島市職員措置請求書の内容等、監査委員会議の議事の内容等を広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号、第2号及び第3号に該当するため不開示とし、その他の部分を開示する決定を行った。

不開示とした理由は次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号について

ア 措置請求人等の個人情報のうち、氏名等の特定の個人を識別することができるものについては、これを不開示とした。

イ 住民監査請求に係る請求書等に記載されている公務員の氏名については、請求書等には当該公務員の名誉、信用等を毀損するおそれのあるものがあり、公にすることについて本人の同意があるとは認められないため、これを不開示とした。

ウ 住民監査請求に係る請求書等に記載されている情報のうち、上記アの個人情報以外の情報については、措置請求人の主張が記載されており、匿名の作文のように、特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、これを不開示とした。

ただし、地方自治法により公表されることになっている監査の結果に係るものは、条例第7条第1号アにより、例外的に開示した。

(2) 条例第7条第2号について

住民監査請求に係る請求書等に記されている法人に関する情報は、これらを公にすることにより

当該法人の社会的地位を害するおそれがあり、経営に支障を及ぼすおそれがあるため、これを不開示とした。

(3) 条例第7条第3号について

監査委員会議の議事の内容などの審査や監査の結論に至る検討内容については、開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかになることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあるため、これを不開示とした。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 審査の併合について

諮問第305～308、325～327号については、請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、当審査会は、これら7件の審査請求を併合して審議することとした。

(2) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(3) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報である。

(4) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定している。

(5) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいう「支障」については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

(6) 本件部分開示決定における対象公文書及び不開示部分について

対象公文書は、平成30年11月9日付け、同年11月15日付け、同年11月21日付け、同年11月30日付け及び平成31年4月5日付けで受け付けた住民監査請求に対して、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象要件に該当しないとして却下した住民監査請求に関する全ての文書（監査委員及び監査事務局が作成又は取得した全ての文書）であり、具体的には別表の「①対象公文書」欄のとおりである。なお、全ての案件に共通する記述をする際には、「○」と表記することがある。

当審査会が見分したところ、(6)の対象公文書について、不開示とされている情報は、別表の「②不開示部分」欄のとおりである。

各不開示情報の不開示事由該当性について、以下、検討する。

- (7) 「広島市職員措置請求書の受付について（第〇号案件）（報告）」の各不開示部分について別表の「④対象公文書」欄の「A 広島市職員措置請求書の受付について（第〇号案件）（報告）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 広島市職員措置請求書
- c 事実証明書

上記文書のうち、aは全部開示とされているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 広島市職員措置請求書

「広島市職員措置請求書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 件名の一部
- ・ 請求の要旨（諮問第307号は請求の趣旨）
- ・ 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（諮問第307号のみ）
- ・ 措置請求人の住所、氏名、職業及び印影

① 件名の一部

実施機関は、件名中の市職員の所属、職名及び氏名について、当該職員の名誉、信用等を毀損するおそれのあるもので、公にすることについて本人の同意があるとは認められないものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

当審査会が見分したところ、件名には措置請求の対象となっている市職員の氏名、所属、職名及び措置請求の対象となった行為が記載されており、これらのうち、措置請求の対象となっている市職員の氏名については、条例第7条第1号による不開示理由が認められるが、所属、職名及び措置請求の対象となった行為については、条例第7条第1号ただし書で、当該公務員等の職及び当該職務遂行上の内容に係る部分は開示することとされているため、不開示理由が認められない。

したがって、実施機関が、措置請求の対象となっている市職員の氏名を条例第7条第1号で不開示としたことは妥当であるが、その余については開示すべきである。

② 請求の要旨（諮問第307号は請求の趣旨）

実施機関は、請求の要旨について、措置請求人の主張が記載されており、匿名の作文のように特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

当審査会が見分したところ、請求の要旨には、措置請求人の主張が記載されているが、個人の人格と密接に関連した秘匿すべき必要性が極めて高い情報であるとはいえず、公にしても

個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

しかし、請求の要旨には、措置請求の対象となっている市職員の氏名、措置請求に係る職務に従事している市職員の氏名（諮問第306号の措置請求の対象ではない高校は除く。）及び法人名が記載されており、これらは条例第7条第1号及び第2号で不開示とすべき情報であり、実施機関の理由の提示には不備がある。

なお、諮問第307号については、請求の趣旨に法人名が記載されているため、これを公にすることにより当該法人の社会的地位を害するおそれがあり、経営に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

したがって、実施機関は、請求の要旨について、措置請求の対象となっている市職員の氏名及び措置請求に係る職務に従事している市職員の氏名（諮問第306号の措置請求の対象ではない高校は除く。）は条例第7条第1号により、法人名は条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

㉒ 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（諮問第307号のみ）

実施機関は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由について、措置請求人の主張が記載されており、匿名の作文のように特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

当審査会が見分したところ、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由には、措置請求人の主張が記載されているが、個人の人格と密接に関連した秘匿すべき必要性が極めて高い情報であるとはいえず、公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、実施機関は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由について、条例第7条第1号により不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

㉓ 措置請求人の住所、氏名、職業及び印影

実施機関は、措置請求人の住所、氏名、職業及び印影について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号により不開示としている。

当審査会が見分したところ、これらの情報は特定の個人を識別することができる情報であることが確認された。

したがって、上記不開示部分について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 事実証明書

㉔ 実施機関は、事実証明書について、措置請求人の主張が記載されているため、匿名の作文の

ように、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

当審査会が見分したところ、事実証明書には、請求書の趣旨を裏付ける資料が添付されているが、個人の人格と密接に関連した秘匿すべき必要性が極めて高い情報であるとはいえ、公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、事実証明書について条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

㌠ また、実施機関は、事実証明書について、非公開であることを前提として措置請求人が提出した資料であり、これを公開すると、将来の措置請求人が監査対象職員や第三者からの批判、非難等をおそれ、住民監査請求を控えるようになることも予想され、住民監査請求制度の適法かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの理由で、条例第7条第3号に該当するとも説明する。

しかしながら、(5)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われず、当審査会として、本件について実施機関が主張するような住民監査請求制度の適法かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると確認することはできなかった。

㌡ なお、事実証明書には、措置請求の対象となっている市職員の氏名及び印影並びに措置請求に係る職務に従事している市職員の氏名及び印影（諮問第306号の措置請求の対象ではない高校は除く。）並びに法人の住所及び名称並びに代表者の職・氏名等の情報が記載されているが、アで述べたとおり、措置請求の対象となっている市職員の氏名及び印影並びに措置請求に係る職務に従事している市職員の氏名及び印影は条例第7条第1号により、法人の住所及び名称並びに代表者の職・氏名等は、法人の特定につながる情報であることから、条例第7条第2号により不開示とすべき情報であり、実施機関の理由の提示には不備がある。

㌢ したがって、実施機関は、事実証明書について不開示とした決定を取り消し、措置請求の対象となっている市職員の氏名及び印影並びに措置請求に係る職務に従事している市職員の氏名及び印影（諮問第306号の措置請求の対象ではない高校は除く。）については条例第7条第1号により、法人の特定につながる情報については条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

(8) 「住民票の写し等の請求について（伺い）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「B 住民票の写し等の請求について（伺い）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 住民票の写し等の請求について

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 住民票の写し等の請求について」の不開示部分は、請求に係る者の住所及び氏名であり、実施機関は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としており、実施機関の判断は妥当である。

(9) 「平成(令和)〇年第〇回監査委員会議(〇月〇日開催)議事録の調製について(伺い)」のうち、平成〇年〇月〇日付けで提出された住民監査請求に関する部分の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「C 「平成(令和)〇年第〇回監査委員会議(〇月〇日開催)議事録の調製について(伺い)」のうち、平成〇年〇月〇日付けで提出された住民監査請求に関する部分」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 平成(令和)〇年第〇回監査委員会議議事要旨(別添:監査委員会議質疑応答要旨)
- c 監査委員会議次第
- d 監査委員会議配席表
- e 広島市職員措置請求(第〇号案件)の要件審査について(案)
- f 要件審査調書
- g 広島市職員措置請求について(通知)(案)

上記文書のうち、a、c及びdは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 平成(令和)〇年第〇回監査委員会議議事要旨(別添:監査委員会議質疑応答要旨)

「平成(令和)〇年第〇回監査委員会議議事要旨(別添:監査委員会議質疑応答要旨)」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 議事要旨中の各案件の議事結果
- ・ 質疑応答要旨中の発言者及び発言要旨

㊦ 実施機関は、議事要旨中の各案件の議事結果について、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結果に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

しかしながら、当審査会が見分したところ、各案件の議事結果には、議事の概要が記載されているのみであり、実施機関が説明するような「監査等の具体的な手法や要件に関する監査委員会議の内容」は記されておらず、公にしても実施機関が想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

㊧ 実施機関は、質疑応答要旨中の発言者及び発言要旨について、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結果に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委

員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

㉑) しかしながら、当審査会が見分したところ、発言者の欄には個々の委員の氏名は記載されていないことから、公にしてもどの監査委員が発言したかを特定することはできないため、実施機関が想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

㉒) 実施機関は、質疑応答要旨中の発言要旨について、㉑)の理由に加え、令和5年3月8日広島高等裁判所判決において、「発言要旨について、公にすると、監査委員会会議における監査委員の具体的な発言内容から結論に至る判断手法を推知することが可能となり、脱法行為を助長するなどのおそれが認められ、また、監査委員が自身の発言が公になることから、監査委員会会議における発言を差し控えることで、監査委員会会議における自由闊達かつ公正な意見交換が妨げられるおそれがあると認められるため、当該情報は条例第7条第3号の不開示情報に当たるといえる。」旨判示されていることを説明する。

また、実施機関は、発言要旨は内容を要約したものであることから、結果的に単なる事実の確認のように見受けられると思うが、質疑における着眼点や事務局案に対する評価など、心証の形成に関わる発言要旨の内容の全てが監査委員としての結論に至る判断手法そのものであると説明する。

㉓) しかしながら、実施機関の言うように、質疑における着眼点や事務局案に対する評価など、心証の形成に関わる発言要旨の内容の全てが監査委員としての結論に至る判断手法そのものであるとしても、上記のとおり条例第7条第3号に規定される「支障を及ぼすおそれ」には具体的な蓋然性が求められることから、発言要旨を公にすることにより、監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて、具体的に検討する必要がある。

なお、本件対象公文書は、却下となった住民監査請求に係る発言要旨であり、脱法行為の助長につながる可能性は低いと考えられる。

㉔) 当審査会が見分したところ、質疑応答要旨中の発言要旨には個別の案件ごとの検討内容が記載されていた。しかしながら、これを公にすると今後の住民監査請求に係る監査委員会会議における監査委員の自由闊達な意見交換に対して、抑制的・萎縮的効果をもたらし得るが、実施機関の想定するような住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあるとまでは認め難い。

㉕) 以上のことから、実施機関は、議事要旨中の各案件の議事結果及び質疑応答要旨中の発言者について、条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、開示とし、質疑応答要旨中の発言要旨については、個別の発言内容について不開示事由の該当性を具体的に精査し、改めて開示・不開示の判断を行うべきである。

イ 広島市職員措置請求（第〇号案件）の要件審査について（案）

「広島市職員措置請求（第〇号案件）の要件審査について（案）」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人の住所及び氏名
- ・ 要件審査項目及びその審査の結果

(7) 実施機関は、上記不開示部分のうち措置請求人の住所及び氏名について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号に該当するため不開示としており、実施機関の判断は妥当である。

(8) また、実施機関は要件審査項目及びその審査の結果について、要件審査の具体的手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理に支障を及ぼすことが予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。

(9) しかしながら、(5)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われなかった。

(10) 要件審査項目及びその審査の結果には、措置請求人の氏名が記載されており、これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号により不開示とすべきであり、条例第7条第3号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

その余については、審査の結果及び根拠となる法令の内容等が記載されているにすぎないため、不開示とする理由がない。

(11) 以上のことから、実施機関は、要件審査項目及びその審査の結果について、条例第7条第3号で不開示とした決定を取り消し、措置請求人の氏名については、条例第7条第1号により不開示とし、その余については、開示すべきである。

ウ 要件審査調書

「要件審査調書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 件名の一部
- ・ 項目（要件、請求書記載内容等、審査の結果及び備考）の内容及び判例等の抜粋

(7) 実施機関は、上記不開示部分のうち件名中の市職員の所属、職名及び氏名について、当該職員の名誉、信用等を毀損するおそれのあるもので、公にすることについて本人の同意があるとは認められないものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

(8) 当審査会が見分したところ、件名については、(7)ア(7)と同じ内容が確認されることから、(7)ア(7)に準じて開示すべきである。

(9) また、実施機関は、項目（要件、請求書記載内容等、審査の結果及び備考）の内容及び判例等の抜粋について、要件審査の具体的手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理に支障を及ぼすことが予想されることから、条例第7条第3号に該

当するため不開示としたと説明する。

- ロ) しかし、「要件」については、地方自治法第242条による住民監査請求の要件等を記載しているものであり、公にしても今後の事務処理に支障を及ぼすとは言い難い。
- ハ) 「請求書記載内容等」及び「審査の結果」には、請求書に記載された内容が項目ごとに分類して記載されるとともに、その審査結果等が記載され、「備考」には、請求書記載内容等を補足する内容が記載されているところ、措置請求人の住所及び氏名並びに措置請求の対象となっている市職員の氏名並びに措置請求に係る職務に従事している市職員の氏名（諮問第306号の措置請求の対象ではない高校は除く。）については条例第7条第1号により、法人名については条例第7条第2号により不開示とすべきであり、条例第7条第3号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。
- ニ) 以上のことから、実施機関は、要件審査調書の不開示部分について、件名については、(7)アロに準じて開示し、項目（要件、請求書記載内容等、審査の結果及び備考）の内容及び判例等の抜粋については、条例第7条第3号で不開示とした決定を取り消し、措置請求人の住所及び氏名並びに措置請求の対象となっている市職員の氏名並びに措置請求に係る職務に従事している市職員の氏名（諮問第306号の措置請求の対象ではない高校は除く。）については条例第7条第1号により、法人名は条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

エ 広島市職員措置請求について（通知）（案）

「広島市職員措置請求について（通知）（案）」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 広島市職員措置請求について（通知）（案）
- ・ 別添（請求の要旨（諮問第307号は請求の趣旨））
- ・ 参考資料

- ロ) 実施機関は、不開示部分の全てについて、監査委員により合議を行う以前の原案が開示された場合には、原案と実際の通知文を比較することによって合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理や審査における監査委員の自由な意見交換に支障を生じることも予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。
- ハ) しかしながら、(5)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われなかった。
- ニ) 当審査会が広島市職員措置請求について（通知）（案）と実際に措置請求人へ通知された内容を比較したところ、差異はなく、公にしても合議の詳細な内容が明らかになるとは言い難い。
- 一方、広島市職員措置請求について（通知）（案）には、措置請求人の住所及び氏名が記載されているが、これらは条例第7条第1号により不開示とすべきであり、実施機関の理由の提示には不備がある。
- ロ) 別添（請求の要旨（諮問第307号は請求の趣旨））については、(7)アロと同じ内容であり、

(7)ア)に準じて開示すべきであり、全てを不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

㌦ 参考資料は、広島市職員措置請求に係る一覧、案件の比較表、位置図等であり、これらを公にしても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

なお、参考資料には、措置請求人の氏名及び措置請求の対象となっている市職員の氏名が記載されているが、これらは条例第7条第1号により不開示とすべきであり、実施機関の理由の提示には不備がある。

㌧ 以上のことから、実施機関は、「広島市職員措置請求について（通知）（案）」の不開示部分について、全体を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、措置請求人の住所及び氏名並びに措置請求の対象となっている市職員の氏名並びに措置請求に係る職務に従事している市職員の氏名（諮問第306号の措置請求の対象ではない高校は除く。）については条例第7条第1号により、法人名については条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

(10) 「広島市職員措置請求（第〇号案件）について（伺い）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「D 広島市職員措置請求（第〇号案件）について（伺い）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 広島市職員措置請求について（通知）（案）

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 広島市職員措置請求について（通知）（案）」の不開示部分のうち、措置請求人の住所及び氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

実施機関は、諮問第305号に記載されている、措置請求の対象となっている市職員の所属、職名及び氏名について、当該職員の名誉、信用等を毀損するおそれのあるもので、公にすることについて本人の同意があるとは認められないものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

これについては、(7)ア)で述べたとおり、措置請求の対象となっている市職員の氏名は不開示が妥当であるが、その余については開示すべきである。

また、実施機関は、却下理由について、措置請求人の主張が記載されているため、匿名の作文のように、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

当審査会が見分したところ、却下理由は、措置請求人の主張が記載されているが、公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

以上のことから、実施機関は、条例第7条第1号により不開示とすべき措置請求人の住所及び氏

名並びに措置請求の対象となっている市職員の氏名以外の部分について、不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示事由の該当性を精査すべき情報	⑥不開示の理由が不適切な情報
A 広島市職員措置請求書の受付について(第○号案件)(報告)					
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—	—
b「広島市職員措置請求書」	件名の一部	措置請求の対象となっている市職員の氏名	③以外の情報	—	—
	請求の要旨(諮問第307号は請求の趣旨)	法人名(諮問第307号のみ)	③、⑥以外の情報	—	・措置請求の対象となっている市職員の氏名 ・措置請求に係る職務に従事している市職員の氏名(諮問第306号の措置請求の対象ではない高校は除く) ・法人名
	監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由(諮問第307号のみ)	—	監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由(諮問第307号のみ)	—	—
	措置請求人の住所、氏名、職業及び印影	措置請求書の住所、氏名、職業及び印影	—	—	—
c「事実証明書」	事実証明書	—	⑥以外の情報	—	・措置請求の対象となっている市職員の氏名、印影 ・措置請求に係る職務に従事している市職員の氏名、印影(諮問第306号の措置請求の対象ではない高校は除く) ・法人の特定につながる情報
B 住民票の写し等の請求について(伺い)					
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—	—
b「住民票の写し等の請求について」	請求に係る者の住所及び氏名	請求に係る者の住所及び氏名	—	—	—

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示事由の該当性を精査すべき情報	⑥不開示の理由が不適切な情報
C 「平成（令和）〇年 第〇回監査委員会議 （〇月〇日開催）議事 録の調製について（伺 い）」のうち、平成〇 年〇月〇日付けで提出 された住民監査請求に 関する部分					
a 「広島市起案 用紙」	—	—	—	—	—
b 「平成（令 和）〇年第〇 回監査委員会 議事要旨 （別添：監査 委員会議質疑 応答要旨）」	各案件の議事結果	—	各案件の議事結果	—	—
	発言者	—	発言者	—	—
	発言要旨	—	—	発言要旨	—
c 「監査委員会 議次第」	—	—	—	—	—
d 「監査委員会 議・配席表」	—	—	—	—	—
e 「広島市職員 措置請求（第 〇号案件）の 要件審査につ いて（案）」	措置請求人の住所 及び氏名	措置請求人の住所 及び氏名	—	—	—
	要件審査項目及び その審査の結果	—	⑥以外の情報	—	措置請求人の氏名
f 「要件審査調 書」	件名の一部	措置請求の対象と なっている市職員 の氏名	③以外の情報	—	—
	要件	—	要件	—	—
	請求書記載内容等	—	⑥以外の情報	—	・措置請求人の住 所及び氏名 ・措置請求の対象 となっている市職 員の氏名 ・措置請求に係る 職務に従事してい る市職員の氏名 （諮問第306号 の措置請求の対象 ではない高校は除 く） ・法人名
	審査の結果	—	⑥以外の情報	—	措置請求人の氏名
	備考	—	備考	—	—
	判例等の抜粋	—	判例等の抜粋	—	—

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示事由の該当性を精査すべき情報	⑥不開示の理由が不適切な情報
g「広島市職員措置請求について(通知)(案)」	広島市職員措置請求について(通知)(案)	—	⑥以外の情報	—	措置請求人の住所及び氏名
	別紙(請求の要旨(諮問第307号は請求の趣旨))	法人名(諮問第307号のみ)	③、⑥以外の情報	—	<ul style="list-style-type: none"> 措置請求の対象となっている市職員の氏名 措置請求に係る職務に従事している市職員の氏名(諮問第306号の措置請求の対象ではない高校は除く) 法人名
	参考資料	—	⑥以外の情報	—	<ul style="list-style-type: none"> 措置請求人の氏名 措置請求の対象となっている市職員の氏名
D 広島市職員措置請求(第〇号案件)について(何い)	a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
		措置請求人の住所及び氏名	措置請求人の住所及び氏名	—	—
	措置請求の対象となっている市職員の氏名、所属及び職名(諮問第305号のみ)	措置請求の対象となっている市職員の氏名	③以外の情報	—	—
	却下理由	—	却下理由	—	—

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 1. 9. 24	広監第113号の諮問を受理（諮問第305号で受理）
	広監第115号の諮問を受理（諮問第306号で受理）
	広監第117号の諮問を受理（諮問第307号で受理）
	広監第119号の諮問を受理（諮問第308号で受理）
R 2. 2. 27	広監第231号の諮問を受理（諮問第325号で受理）
	広監第233号の諮問を受理（諮問第326号で受理）
	広監第235号の諮問を受理（諮問第327号で受理）
R 5・2・24 (第1回審査会)	第2部会で審議
R 5・3・24 (第2回審査会)	第2部会で審議
R 5・4・28 (第3回審査会)	第2部会で審議
R 5・5・26 (第4回審査会)	第2部会で審議
R 5・6・23 (第5回審査会)	第2部会で審議
R 5・7・28 (第6回審査会)	第2部会で審議
R 5・8・25 (第7回審査会)	第2部会で審議
R 5・9・22 (第8回審査会)	第2部会で審議
R 5・10・27 (第9回審査会)	第2部会で審議
R 5・11・24 (第10回審査会)	第2部会で審議

R5・12・22 (第11回審査会)	第2部会で審議
R6・1・26 (第12回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
栗 原 理	広島消費者協会会長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
松 島 慶 太	広島テレビ放送株式会社 コンプライアンス推進室長